

上水道・下水道 料金水準見直し

～現在の経営状況と今後の見込み～

目次

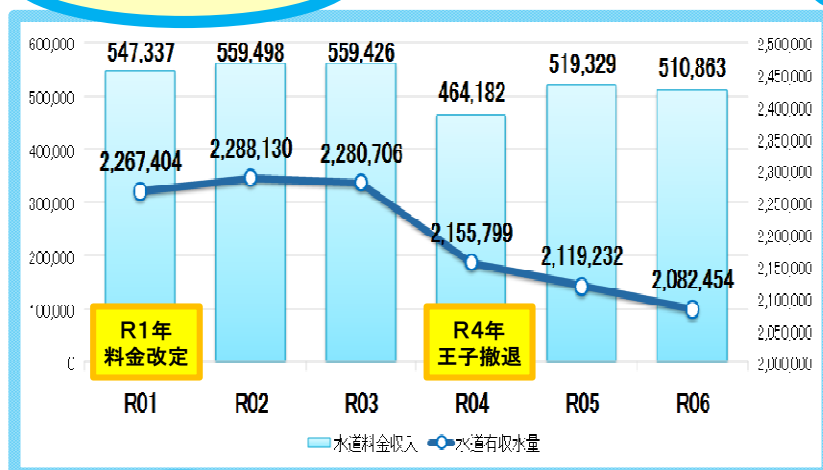
1. 料金水準見直しの経緯（水道）
2. 今後見込まれる事業内容（水道）
3. 今後の経営状況について（水道）
4. 建設改良費について（水道）
5. 収益増を図ってみると…（水道）
6. 検針サイクルの統一について
7. 今後の経営状況について（下水道）
8. まとめ
9. 今後のスケジュール
10. （参考）現在の料金体系

1. 料金水準見直しの経緯（水道）

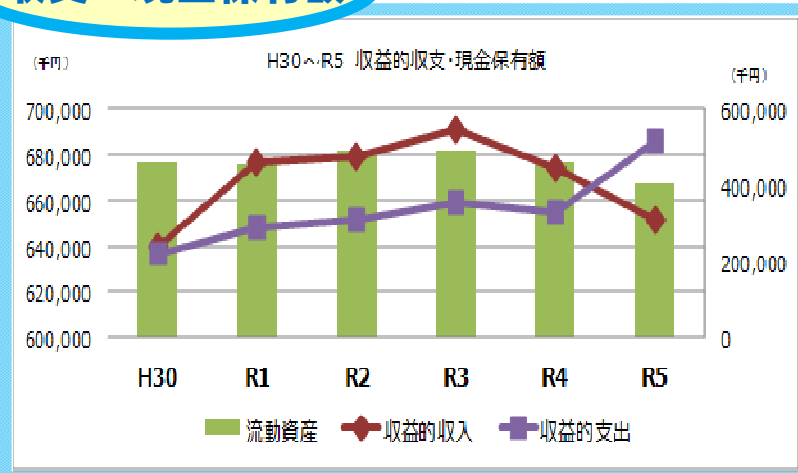
水道事業における料金収入は、令和元年の改定で一時的に増収したものの、その後、大口需要家の撤退などの影響により減少傾向となり、有収水量も同じように減少傾向にあります。経常収支比率も下降しており、令和5年度から100%を下回りました。

また、現金保有額についても徐々に減少傾向となり、今後4億円を下回ることが想定されたことから、料金水準の見直しを行い、今後の健全な事業運営を図っていく必要があるものと考えています。

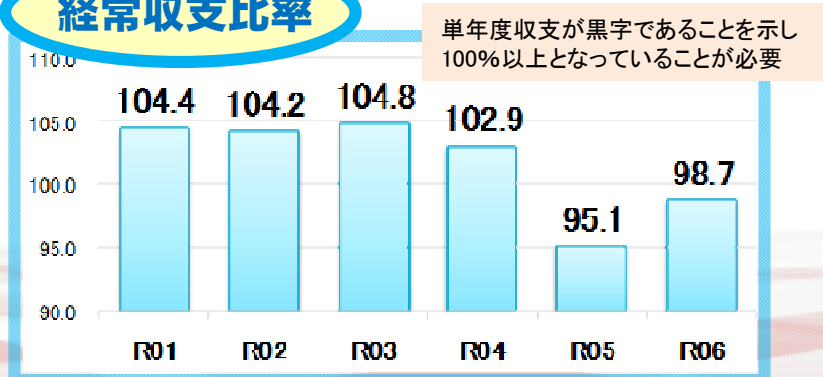
料金収入など



収支・現金保有額



経常収支比率



料金収入などは減少傾向にありますが、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、維持管理や改修更新などは進めていく必要があります。

水道の未供給地区へ拡張事業(これまでは風連地区への送水管整備や自衛隊への配水管整備を実施)を凍結し、今後は**老朽管の更新**や**浄水場の電気設備の改修**などを予定しています。

2. 今後見込まれる事業内容（水道）

水道事業では、会計の手持現金が減少してきたため、各部署に対して、これから実施すべき事業についての聞き取りを行い、今後の経営状況を見直しました。ここでは、各部署で今後見込まれている主な事業等をまとめてみました。

工務課

- （収入）**自衛隊からの給水**は、**令和8年度**からの開始を想定（使用量600t、**収益増6千万円**）
- （支出）**第2期拡張事業**は、昨年の審議会での協議のとおり、**一時凍結のまま**とする
- （支出）配水管整備費＋量水器設備費を**約2億円で抑制**している

浄水場

- 水質検査体制の見直し**（令和9年度から）
 - ・現在実施している各種検査等を徐々に縮小し、令和9年度から民間へ委託予定
 - ・人件費で▲700万円、検査機器等で▲800万円も、検査手数料の収入が▲1千700万円となり、**若干の負担増あり**
- NTT専用回線（ISDN回線）の廃止**で、各浄水場との遠方監視が光回線化されたことによる負担増
 - ・（支出）令和9年から11年まで、各浄水場2千500万円程度の負担増を見込む
- （支出）電気設備など施設整備費は、**2億2千万円前後で抑制**している

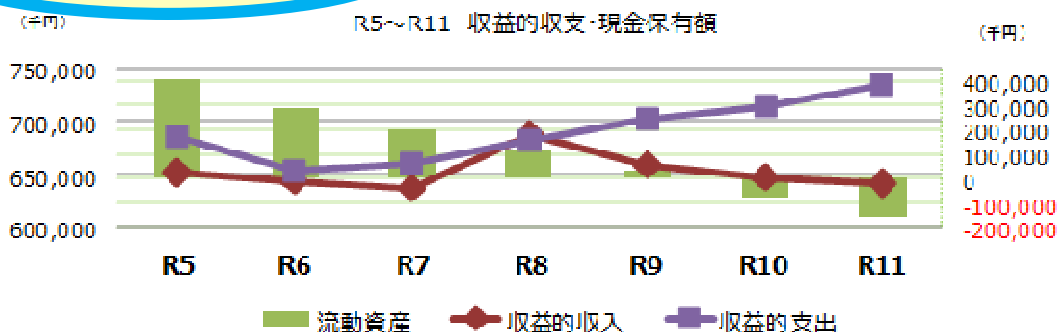
業務課

- 窓口包括委託の実施**（令和9年度から）
 - ・名寄庁舎業務課での窓口受付等の業務につき、民間業者への委託を見込む
 - ・人件費等で▲3千万円も、委託費用が＋2千400万円、下水道会計負担金が▲1千300万円で、**700万円の負担増**
- （支出）**スマートメータの運用費**（通信費300万円／年） ※次期導入分は改定財源に入れず

3. 今後の経営状況について（水道）

各部署から事業計画を取りまとめた後、**今後の水道事業の経営状況を見直したところ**、令和10年には保有する現金がなくなることが想定されました。ここでは、令和5年度から11年度までの「収支・現金」と「工事費・企業債」の状況について示しています。

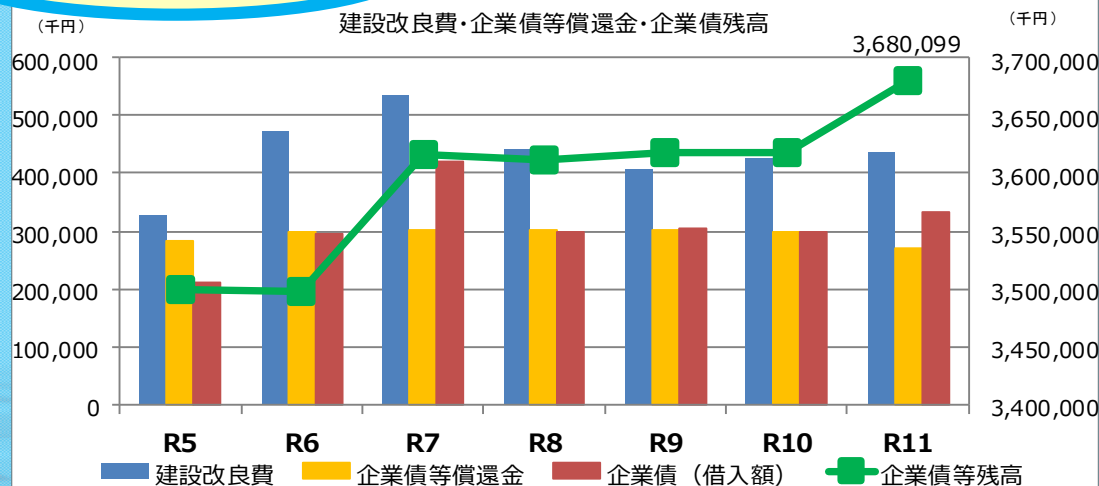
収支・現金保有額



収入は、令和8年で自衛隊給水の開始により収入増となりますが、その後人口減少などから徐々に減少傾向となります。

一方、**支出**は、各部署で上限を設けて抑制を図りましたが増加傾向が続き、このままで行くと、流動資産（現金）は徐々に減少し、**令和10年で手持現金がなくなるものと想定**されます。

工事費・企業債



建設改良費（工事費）は、すでに令和6年と7年にわたり予定された工事があるため増加しますが、その後は各部署で上限を設定し**工事費を抑制**しています。

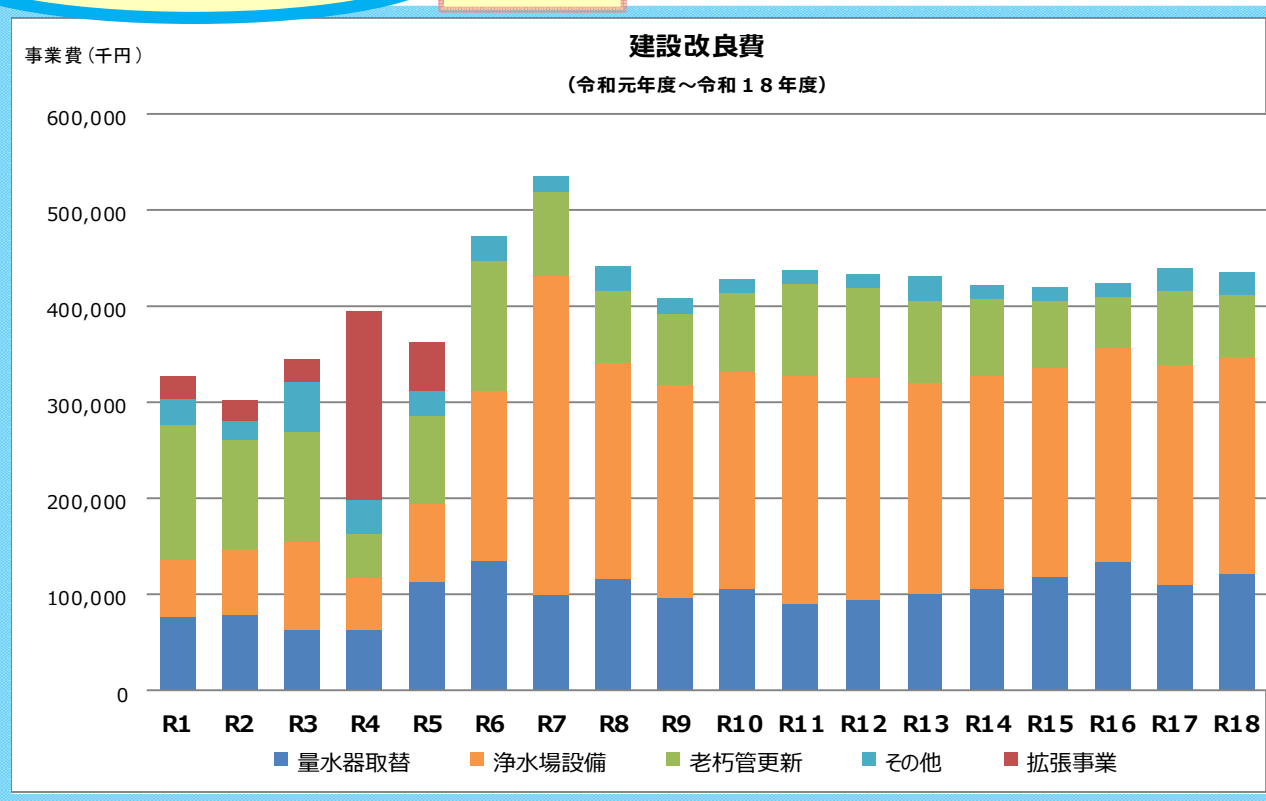
工事は、**企業債（借金）**にて負担を平準化して実施しています。**令和11年以降、企業債残高が再び増加傾向**となるため、経営方法の見直しが必要となるものと見込んでいます。

4. 建設改良費について（水道）

建設改良費（工事費）について、主な工事の内訳となります。

工事費の経緯と内訳

R1～18



緑丘浄水場では、電気設備の更新等を令和6年から実施するため、8千万円程度から**2億2千万円前後**の経費に増額となる見込み。

老朽管更新と量水器取替は、あわせて約**2億円程度**で抑えている状況。

なお、令和6年からは、拡張事業を一時凍結しています。

各部署との調整の結果、工事費全体では、**総額4億円前後として推移**していくものと見込んでいます。

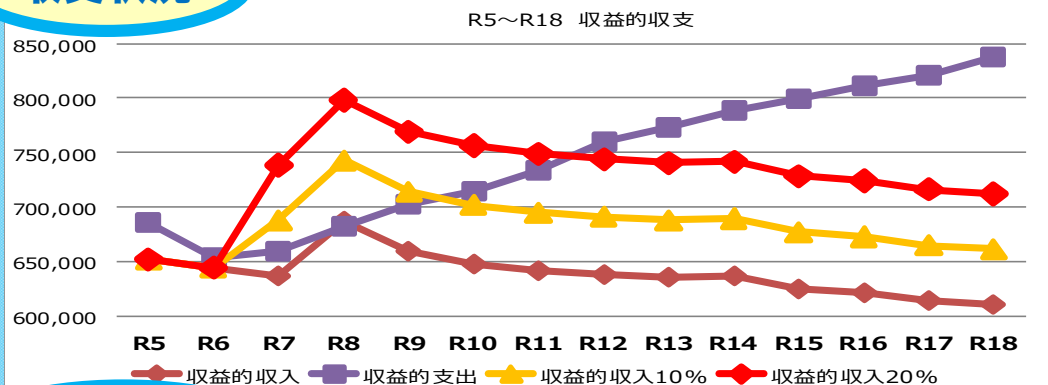
5. 収益増を図ってみると... (水道)

このように今後の経営状況は厳しいものと想定されることから、料金改定による収益的収入の増加が必要となります。そこで、**現在の料金収入から10%増加（橙）した場合、20%増加（赤）した場合の試算を行い、今後の経営状況を見てみました。**

※次期経営戦略の期間は、R9～R18の見込み

収支状況

R5～18



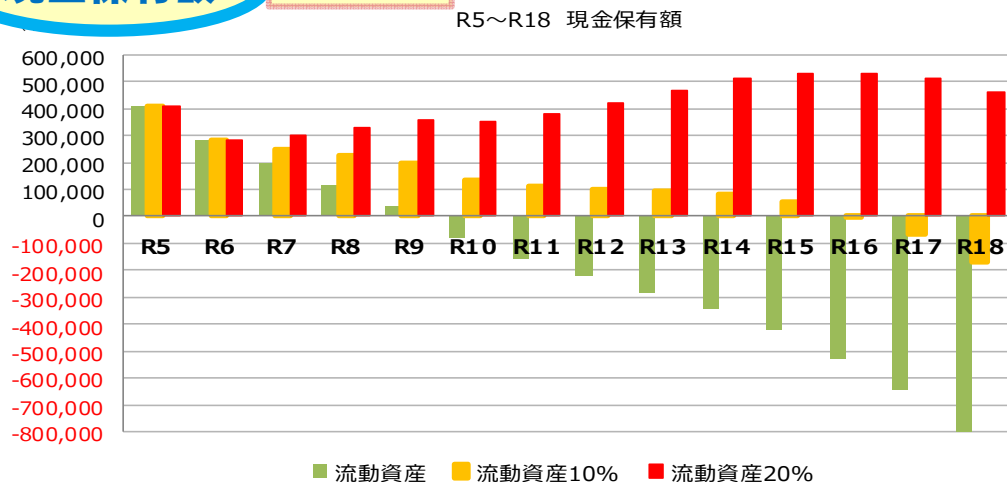
R8年では**自衛隊給水開始を見込み**約6千万円増となるが、その後**人口減**などで**減少**傾向となる。現行収入の場合、**R9年以降、収支が逆転**する。

10%増加の場合、**R9年まで**収入＞支出となるが、その後逆転する。**20%増加**の場合、**R11年まで**収入＞支出となるが、その後逆転する。

今後、減価償却費の増加などにより支出増が続いていくため、経営の見直しが必要。

現金保有額

R5～18



現行収入の場合、R10年から現金保有がなくなり、R18年には▲8億円となる見込み。

10%増加の場合、R11年で現金が1億円ほどに低下し、**R16年から現金がなくなる見込み。**

20%増加の場合、R18年まで現金はなくならず、**現在の4億円を確保できる見込み。**（R16年からは減少傾向となる）

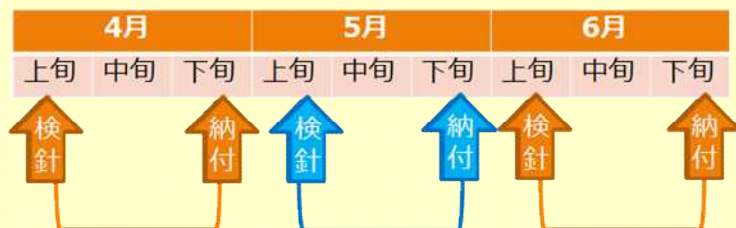
6. 検針サイクルの統一について

検針請求作業は、メーター**検針** → 料金**請求** → 料金**納入**で、1サイクルとなっている。現在、以下の通り、**メーター検針月**（毎月検針と隔月検針）が**地区により異なっているが、スマートメータ**が名寄郊外・風連地区に導入されたことで、名寄市街地区の**毎月検針毎月請求パターン（①）へ移行可能**となった。料金改定のタイミングにあわせて、検針サイクルを統一し、事務の効率化とサービスの公平化を図りたい。

① 名寄市街地区

毎月検針毎月請求パターン

・検針日:毎月1日～5日

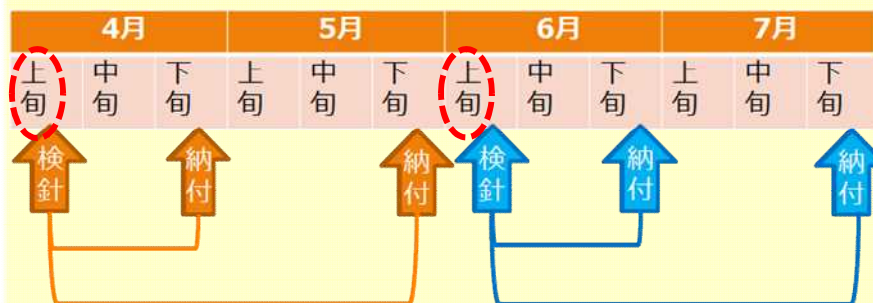


② 名寄郊外地区（スマートメータ導入）

隔月検針毎月請求パターン

- ・2か月に1度検針をし、2か月に分けて請求する

・検針日：偶数月1日～2日



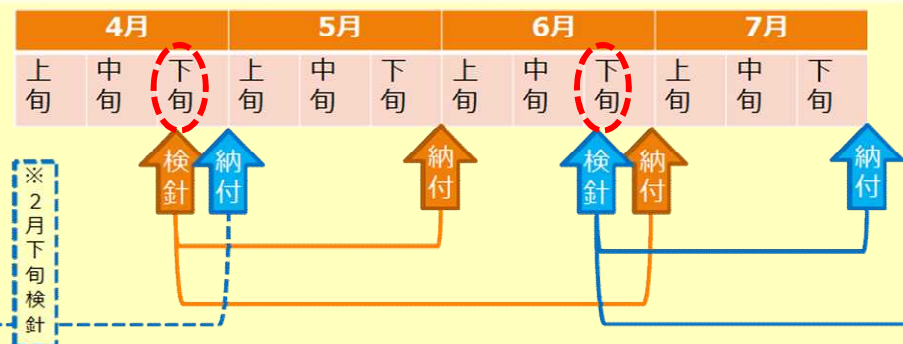
③ 風連地区（スマートメータ導入）

隔月検針毎月請求パターン

- ・2か月に1度検針をし、2か月に分けて請求する

・検針日：隔月25日～26日

(名寄郊外地区とは、検針日が異なる)



7. 今後の経営状況について（下水道）

各部署からの計画を精査して今後経営状況を見てみると、令和11年から徐々に予算規模が縮小する中、**流動資産（現金）は令和18年で14億円近くになるものと見込んでいます。**

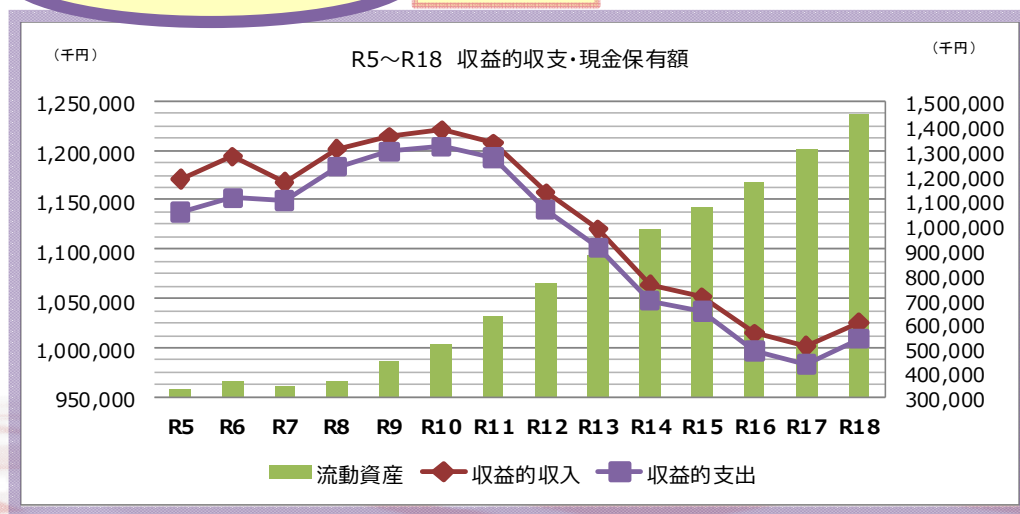
よって、現行使用料のままであっても、**当面の経営は維持できるものと見込んでいますが**、今後、新規事業や改修事業が想定されており、次の算定期間では**再び経営状況を見直す必要**があります。

今後見込まれる事業内容について

- （**工務課**）管渠や公共樹など老朽化したインフラへの対応のため修繕費用の増加が想定される
- （**下水処理場**）ストマネ計画に基づき改築更新予定だが、処理場での計画外の修繕費用の増加が想定される
- （**業務課**）窓口包括委託により、会計全体として支出増となることが想定される
- （**その他**）今後、民間委託・し尿等共同処理などの新規事業が想定されており、収入増や支出増が想定される

収支・現金保有額

R5～18



使用料収入等

※R6年3月開催の審議会資料より



経常収支比率



8. まとめ

各部署からの事業取りまとめを行った結果、水道事業においては料金見直しの必要があるものと考えています。一方、下水道事業においては、現行使用料で当面の経営維持は可能と考えていますが、次期改定に向けて経営状況を見直していく必要があるものと考えています。

水道事業

◆現行料金のままでは、令和10年で現金がなくなる可能性があり、料金水準の見直しが必要

※工事費全体を4億円前後で抑制。自衛隊給水開始を令和8年からと見込む

※料金算定期間は、令和7年から11年までの5年間と見込む

◆検針サイクルの統一もあわせて検討したい

※わかりやすい料金体系化とシステムエラーの防止のため

◆改定時期は、R7年10月までに実施したい

※検針サイクル統一を含めたシステム改修に時間を要するほか、年度末での料金担当チェックが難しい

下水道事業

◆現行使用料のままであっても、当面の経営を維持することは可能と見込む

◆ただし、今後、新規事業や改修事業が想定されており、次期改定において経営状況の見直しが必要となるものと見込む

9. 今後のスケジュール

R 6 年 8 月

- 8/22 経営審議会（経営状況説明）
- 8/22 常任委員会（経営状況説明）

R 6 年 9 ～ 1 1 月

- 経営審議会（諮問・答申）
- 常任委員会（4 定議会提案の説明）

R 6 年 1 2 月

- 第 4 回議会定例会に提案

R 7 年 3 月

- 第 1 回議会定例会で議決（12月で常任委員会付託の場合）

R 7 年 4 月 ～ 1 0 月

- 市民説明会
- 料金改定

10. (参考)現在の料金体系

水道料金	区 別	基本料金(1ヵ月)		超過料金又は 従量料金 (1㎡につき)
	メーター口径	基本水量	料 金	
	13mm	5㎡まで	917円	265円
	20mm	8㎡まで	2,577円	
	25mm	10㎡まで	4,023円	
	30mm	基本水量 なし	5,795円	305円
	40mm		10,298円	
	50mm		16,093円	
	75mm		36,239円	
	100mm		64,442円	
	150mm		144,986円	
	浴場用	100㎡まで	メーター口径料金の1/2	61円
	臨時用	10㎡まで	メーター口径料金 +2,302円	305円
消費税は内税 / 端数処理は合計後に10円未満切捨て				

水道料金は、令和元年に料金改定を行っています。すでに算定期間が過ぎており、見直しの作業が必要となっています。

下水道と個別排水処理施設の使用料は、平成20年に料金体系を統一して以来、現在に至っています。

下水道使用料	区 別	基本料金(1ヵ月)		超過料金 (1㎡につき)
	用 途	基本水量	料 金	
	一般用	5㎡まで	723円	210円
	浴場用	100㎡まで	2,755円	26円
	臨時用	10㎡まで	3,667円	210円
消費税は内税 / 端数処理は合計後に10円未満切捨て				
水道水以外を使用しメーターの設置がない場合				
認定制(家事用)				
1人につき			2㎡	
水洗便所 1人につき			1㎡	
浴槽1つにつき			5㎡	

個別排水処理施設使用料	区 別	基本料金(1ヵ月)		超過料金 (1㎡につき)
	用 途	基本水量	料 金	
	一般用	5㎡まで	723円	210円
	臨時用	10㎡まで	3,667円	210円
	消費税は内税 / 端数処理は合計後に10円未満切捨て			
	水道水以外を使用しメーターの設置がない場合			
	認定制(家事用)			
	1人につき	2㎡		
	水洗便所 1人につき	1㎡		
	浴槽1つにつき	5㎡		